

下水道等使用料改定のお知らせ

下水道等(公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント)使用料を下記のとおり改定することとなりましたので、お知らせします。

1. 改定後の使用料(税込)

基本料金(1月につき)		超過料金(1㎡につき)
水量	使用料	
10㎡まで	2,860円	192円

2. 改定使用料の適用日: 6月1日(月)から

※6月1日以前より継続して使用している場合は、経過措置として8月請求分(7月使用分)から適用となります。

3. 改定理由

当町の下水道等事業は、下水道等を使用している皆さまからいただく使用料収入によって、経営に必要な経費をまかなう独立採算制を原則として経営していますが、昨今の人口減少などによる使用水量の減少に伴う減収や、電気料金などのエネルギー価格および物価高騰などによる支出の増加により、現状では使用料収入で維持管理費さえまかなえておらず、町の一般会計から補てんされています。さらに、今後更新時期を迎える設備の更新財源を確保する必要もあります。

今回の改定は、経営基盤の強化を目的とし、使用料を改定するものです。今後につきましても、使用料の適正化について上下水道事業経営審議会において継続的に審議を行ってまいります。



令和8年7月より
下水道使用料が
変わります
(町ホームページ)

問 水道課 ☎32-5082

福祉医療費受給者証の有効期限について

4月1日より各受給者証の受給者番号が変更されることに伴い、現在お持ちの受給者証の使用期間は受給者証記載の有効期限にかかわらず3月31日までとなります。4月1日以降、現在お持ちの受給者証は使用できませんのでご注意ください。

4月1日以降も引き続き受給要件を満たす対象者には、3月下旬頃までに新しい受給者証を順次郵送いたします。対象となる福祉医療費受給者証については、町ホームページをご確認ください。



福祉医療費受給者証
の有効期限について
(町ホームページ)

問 健康福祉課 ☎32-1105

おとこの料理教室の 参加者を募集します

人生100年時代と言われている現代において、いきいきと自分らしく生活するために、食事は健康づくりにかかせません。初心者でも安心して調理できるよう、基本から学びます。お手軽レシピで楽しく料理をはじめてみませんか？

日時: 2月19日(木) 9時30分～12時30分
場所: 町中央公民館 2階第3会議室、調理室
対象: 町内在住の18歳以上の男性
定員: 16人
持ち物: エプロン、三角巾、ふきん、参加費300円
申込: 2月13日(金)までに町保健センターへ電話にてお申し込みください。

問 町保健センター ☎32-9025

◆まほろば短歌会

八十路過ぎ妻との余生の楽しさよひと日ひと日を愛しみ生きん
ころばない心に命令さあ畑に苺苗植え生き返った気する
絶望もどん底も知らぬあなたには短歌は無理と妻はよく言う
生前の曾祖母と触れ合ふことなくもあまたの話題に体温を知る
蜂屋柿甘干出来しよく見れば表半分鳥のえさなり
来た道を振り返え見れば短くも先ゆく道はなほ短くて
大橋正典 村上やす子
河村紀年
山本重孝
清水康子
大橋二美

短歌と一緒に勉強したいと希望される人はご連絡ください。
連絡先 大橋正典 ☎090-1415-2387

